

12月3日から
12月9日は

しょう しょうかん
「障がい者週間」です。

しょう しょう ふく し かん しん り かい ふか しょう
障がい者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がいのある人が
しゃ かい けい ざい ぶん か た ぶん や かつ どう せつきよくてき さん か い よく たか
社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高める
ことを目的としています。

し しょう 知ってほしい、「障がい」のこと



みんなで暮らす社会には、様々な人がいます。性別、容姿、性格など、一人ひとりみんな
ちが しょう ひと しょう ひと おな ちが ひと
違います。「障がいのある人、障がいのない人」も、同じ違いの一つです。

生まれたときから障がいのある人もいれば、事故や病気などによって障がいを受ける人
もいます。障がいは誰にとっても身近なことなのです。

まずは、「障がい」について知ってみてください。そして、知ることができたら、次はどう
すれば助け合っていけるかを一緒に考えていきましょう。

みんなで考え、みんなで行動していくと、みんなにとって暮らしやすい社会になります。

わたし 私たちにできること



とくべつあつか 特別扱いをしない

特別な目で見るのはやめましょう。同情するのではなく、その人のためになるお手伝いを
しましょう。

あいて たちば 相手の立場になって考える

親切のつもりが、かえって迷惑なこともあります。はじめに、相手にしてほしいことを聞
いてから手助けしましょう。

ひとり 一人ひとりの違いを理解する

障がいは、様々な種類や病状の違いがあります。障がいのある人の個性や特徴も一人
ひとり違います。間違った知識や思い込みによる偏見をなくしましょう。

し ぜん き も たす あ 自然な気持ちで助け合う

障がいの有無に関わらず、困っている人を助けるのは当然のことです。「お互いさま」と
いう自然な気持ちで助け合いましょう。

直方市の取り組み

市では、障がいの有無に関わらず、すべての市民が同じ地域に住む者同士としてお互いを理解し、ともに暮らす「共生」という考え方に基づき、障がいのある人に関わる様々な施策を進めてきました。平成30年6月に『障がいによる差別を解消し共生社会をめざす直方市条例』が県下の政令市以外の市町村では初めて制定されました。今後は、障がいのある人の権利を尊重し、障がいを理由とする差別のない心やさしい社会の実現に向けて努めていきます。

障がいを理由とする不当な扱いを受けたら

障がいを理由とする不当な扱いを受けた、合理的な配慮を受けられなかったなど、このような困りごとがあるときは「子育て・障がい支援課障がいサービス係」または「直鞍地区障がい者基幹相談支援センターかのん」までご相談ください。

(例)

- ・車イスを利用しているからと、レストランへの入店を断られた。
- ・障がいを理由に、スポーツクラブの入会を拒否された。
- ・会議に招かれたので、わかりやすく説明してくれる人や資料が必要だと事前に申し出ても、何の対応もしてくれなかった。



虐待通報・相談窓口

直鞍地区障がい者基幹相談支援センター かのん

住所：直方市津田町7-20(直方市中央公民館横)

連絡先：0949-24-1556(24時間365日対応) FAX：0949-24-1552

直方市役所 子育て・障がい支援課 障がいサービス係

住所：直方市殿町7番1号(2階23番窓口)

連絡先：0949-25-2139 (平日午前8時30分から午後5時まで) FAX：0949-25-2135